

海外新規販路開拓支援事業の補助事業概要

1 趣旨

県産農産物及び県産農産物を主原料にした加工品の海外における販路拡大を図るため、輸出を志向する生産者団体等に対し、新たな輸出促進のための取組を支援する。

2 事業実施主体等

- (1) 県内に所在する、認定農業者、認定新規就農者、市町村、農業協同組合、営農組織、その他知事が特に適当と認める団体等、とし、今後とも輸出促進に積極的に取り組むことが見込まれること。
- (2) 「営農組織」は、次の要件を備えていること。
 - ア 原則として3戸以上であること。
 - イ 代表者の定めがあること。
 - ウ 組織及び運営に関する規約等が定められていること。
- (3) 「その他知事が特に適当と認める団体等」は、次の要件を備えていること。
 - ア 主たる事務所の定めがあること。
 - イ 代表者の定めがあること。
 - ウ 定款その他の基本約款又は規約等が定められていること。
 - エ 団体の意思決定、執行及び代表することのできる機能が確立していること。
 - オ 団体としての独立した経理の機能が確立していること。

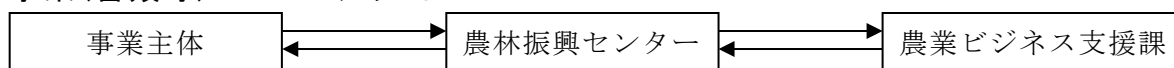
3 事業の内容等

- (1) 事業の内容
 - ア 海外見本市・商談会、海外食品コンテストへの出展
 - イ 専用パッケージ等の作成
 - ウ 輸出品目マーケティング調査
 - エ その他輸出促進のために必要な取組
- (2) 対象経費
輸送費、試供品等作成費、広告・宣伝費、旅費、現地人件費、商品開発費、パッケージ試作費、アドバイザー設置費、その他事業の実施に必要な経費

4 補助額

県の予算の範囲内において、1事業実施主体に対し30万円(定額)を補助する。
ただし、3の(1)のアに該当する場合は総事業費30万円以上、イ～エに該当する場合は総事業費60万円以上の事業を対象

5 事業(書類等)のフローチャート



6 問い合わせ先

埼玉県農業ビジネス支援課
販売対策担当
Tel 048-830-4107
Email a4105-05@pref.saitama.lg.jp